**データを活用した観光マーケティング推進事業業務委託仕様書**

１　業務名

　　データを活用した観光マーケティング推進事業業務委託

２　履行期間

　　契約締結の日から令和７年３月１４日（金）まで

３　背景及び目的等

本市は年間４００万人が訪れる観光都市であるが、労働力の不足や多様化する観光客ニーズ、移動手段の不足等、解決すべき課題が多く存在する。このような課題への対応として、ビッグデータ等を活用し、登別観光の現状や課題を把握し、今後の登別観光の指針となる観光ビジョンを策定するとともに、観光事業者の稼ぐ力を向上させ、宿泊単価や賃金、生産性を高め、持続可能な観光地を実現することを目的とする。

４　委託業務の内容等

（１）観光マーケティングと戦略策定業務

観光客ニーズや基礎的なデータ収集を行いを把握し、現状や課題を明確にした上で、新たな誘客や観光消費額の増加につながる事業案、そしてそのために必要な財源を整理し、観光地づくりの指針となる戦略を策定すること。

（２）伴走型サポート事業

観光事業者の稼ぐ力を向上させ、宿泊単価や賃金、生産性を高めるための助言や支援を行う伴走型サポート事業を行うこと。

５　企画提案を求める内容

（１）観光マーケティングと戦略策定業務

以下の項目を含む観光マーケティングと戦略策定の手法、内容について自由に提案すること。

ア　戦略策定に向けての根拠となる基礎調査を実施すること。

イ 顧客を知るためのマーケティング調査を実施すること。

ウ 市が主管する戦略策定に向けた会議、委員会等で資料作成及び会議支援を行うこと。なお、開

催回数は合計１０回程度を想定する。

エ　観光マーケティングの結果と、戦略策定に向けた会議、委員会等で議論された内容をまとめ、

戦略（案）を作成すること。

オ　戦略（案）では、①登別観光の歴史と現状、②登別観光の課題、③課題を解決するため、優先的に取り組むべき事業の例、④財源確保の方法等を示すことを想定しており、他地域の事例提示を含め戦略の内容や手法について提案すること。

（２）伴走型サポート事業

ア　講師派遣やセミナー、ワークショップを開催するなどし、市内の観光事業者が業務改善の手法

を学び、改善のための道筋を見つけられるような手法等を提案すること。

イ　観光マーケティングによって抽出された課題等についても、広く地域で共有できるような取組を提案すること。

６　準拠法令等

　　本業務は、本仕様書によるほか、関係各種法令及び計画に準拠して実施すること。

７　受託者の義務

（１）受託者は、本業務の意図及び目的を十分に把握し業務を遂行すること。

（２）受託者は、本業務の実施にあたり、委託者と詳細な協議を行い、委託者の承認後に業務を遂行すること。なお、本仕様書は、業務の主要事項のみを示したものであるため、これらに記載のない事項であっても、業務遂行上必要と認められるものについては、責任を持って充足すること。

８　工程管理

受注者は、業務スケジュールを作成して適正な工程管理を行い、発注者の求めに応じて、業務の進捗状況を随時報告すること。

９　損害賠償

受注者は、本業務実施中に生じた諸事故や第三者に与えた損害について一切の責任を負い、発注者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、発注者の指示に従うこと。

１０　秘密の遵守

受注者は、個人情報保護法を遵守するとともに、業務に関して発注者から示された資料・情報及び本業務の遂行を通じて取得した資料・情報を本市の許可なく漏洩しないこと。

１１　契約不適合

　　受注者は、本業務終了後であっても、成果品に契約不適合が発見された場合は、受注者の負担で修正を行うこと。

１２　業務の完了及び検査

受注者は、業務完了後、速やかに委託業務実施報告書その他発注者が指示するものを提出し、発注者の検査を受けること。

１３　打ち合わせの実施

業務着手・完了時及び業務履行中必要に応じて発注者と打ち合わせを行うこと。

１４　成果物

本件業務委託終了時に、次の成果物等を整備して提出すること。

（１）観光マーケティング調査報告書（電子データ、Ａ４、両面、フルカラー）

（２）観光戦略（電子データ、Ａ４、両面、フルカラー）

（３）観光戦略概要版（電子データ、Ａ４、片面１枚もの、フルカラー）

（４）その他発注者が指示するもの

１５　権利の帰属

（１）本業務の実施に生じた著作物に関する著作権（著作権法第２７条及び第２８条に規定する権利を

含む。）は本市に帰属する。

（２）本業務の実施による成果物に含まれる第三者の著作権、肖像権その他の全ての権利についての交

渉、処理は受注者が行うものとし、その経費は委託料に含むものとする。また、それらに関する紛

争が生じた場合は、全て受注者の責任と費用負担で対応するものとする。

１６　留意事項

受注者決定後、企画提案内容を基本として、発注者と受注者が協議し委託業務内容を決定する。